

悪質な「暮らしのレスキューサービス」 の高額請求にご注意ください！

トイレの詰まり、水漏れ、鍵の紛失、害虫駆除など緊急時に、インターネット検索等をきっかけに安い価格を表示する広告を見て依頼した結果、高額請求を受ける被害に関する相談が数多く寄せられています。（令和7年度294件：大阪市消費者センター）

【相談例】インターネット上の「水のトラブル280円～」という広告を見て、トイレのつまり修理を事業者依頼した。修理の依頼であったにもかかわらず、現場で便器の交換を勧められ、現金50万円を支払った。さらに、給水管が老朽化していると交換工事も勧められ、追加で170万円の契約をした。

★消費者被害にあわないためのポイント★



- インターネット上の広告の金額表示を鵜呑みにしないこと。
- 地元の工務店や自治体の管工事組合など信頼のおける事業者を探しておく。
- 契約を急かされる、次々と高額な作業を提案される場合などは作業を断る。
- 料金・作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない。
（特に、現金払いは被害回復が困難となりやすい。）

消費者から事業者修理等で訪問を依頼した場合であっても、安価な広告の表示額と相当の開きがある高額な請求を受けた場合などはクーリング・オフが適用できる可能性がありますので、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時
※ご相談は、大阪市内にお住まいの方に限ります。
（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）
※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活
相談窓口



各種啓発
講座



サブキャラクター
たより なるよ



大阪市消費者センター
メインキャラクター エルちゃん

